

日 水 製 薬 株 式 会 社 定 款

(2022 年 6 月 21 日改正)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は日水製薬株式会社（英文では Nissui Pharmaceutical Co.,Ltd.）と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、試薬および化学薬品の製造、売買ならびに輸出入
2. 食品、飲料および調味料の製造、売買ならびに輸出入
3. 医療用具、医療用器材および衛生用品の製造、売買ならびに輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化粧品等の小売店の経営、店舗改装に関するコンサルティング業務
5. 各種検査機器およびその関連機器の製造、売買ならびに輸出入
6. 各種検査機器およびその関連機器の賃貸
7. 本条第 5 号および第 6 号の対象機器に係る点検ならびに整備の請負
8. 臨床検査の受託業務およびコンサルティング
9. 各種食品・飲料、医薬品等の製造工場の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング
10. 水質、土壌、空気中の環境衛生検査の受託業務およびコンサルティング
11. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に用いる製品の製造、売買および輸出入
12. ヒト細胞を含む生物細胞・組織の培養、保存または検査に関する業務の受託およびコンサルティング
13. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当会社は本店を東京都台東区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電

子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 4,400 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料については、法令およびこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務ならびにその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(開催場所)

第 13 条 当会社は東京都において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の有する議決権の数にかかわらず、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名に限る。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役選任の決議については累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会はその決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(相談役および顧問)

第 27 条 当社は取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 29 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選 任)

第 30 条 監査役は株主総会においてこれを選任する。

- ② 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第 31 条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のう

ち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査役に対してこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

(配当金支払期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。